

今後の事業運営の方向性について

市で運営している水道事業

区分	上水道事業	公営簡易水道事業
定義	・ 水道法第3条第2項 ・ 給水人口が5,001人以上 (R4時点で23,852人)	・ 水道法第3条第3項 ・ 給水人口が 101人以上5,000人以下 (R4時点で1,518人)
給水区域	・ 大町のうち居谷里を除く一円、 平のうち加蔵、青木、中綱、海 ノ口のうち一津、高瀬入及び 鹿島を除く一円、常盤の一円 並びに社の一円とする	・ 大町の一部並びに八坂、八坂 菖蒲及び美麻の一円とする

◆水道法（抜粋）

（事業の認可及び経営主体）

第6条 水道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。

両事業の現状と課題

上水道事業

- 水需要の増加に伴う給水区域の拡張 ▶ 人口減少や節水意識の向上による給水収益の減少
- 水需要が減少しても維持保全が不可欠であること。
- 水道普及のために整備された施設の老朽化に伴う更新需要が増加。
- 今後はさらに効率的かつ適切な事業運営が求められる。

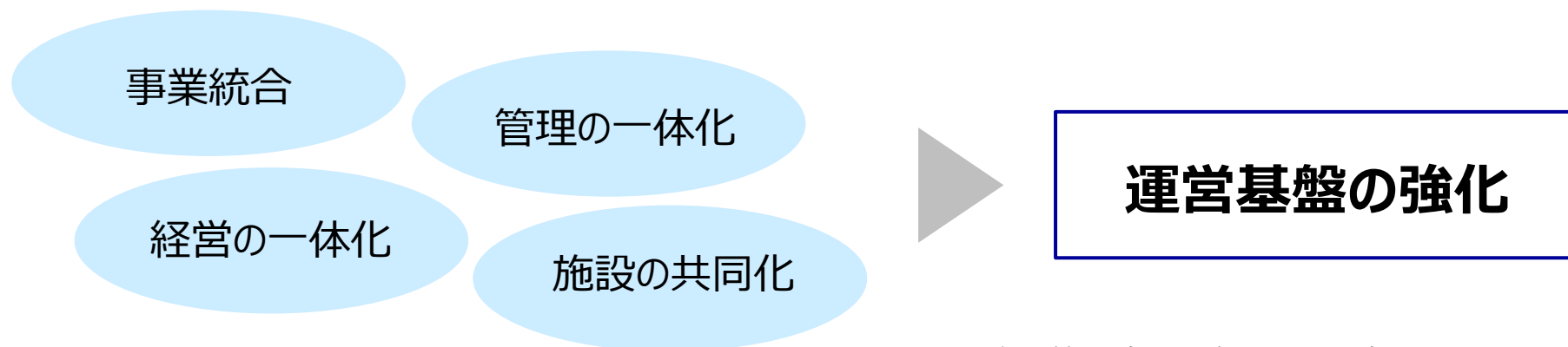
公営簡易水道事業

- 起伏形状の激しい中山間地に点在する集落に給水を行っていることから、動力ポンプによる圧送が必要となるため、上水道事業と比較して動力費や修繕費等の維持管理費が多額となっている。
- 料金収入が施設規模に対して少なく料金回収率が低迷。
- 収支不足額については一般会計からの基準外繰入金により補填している。
- 今後、住民生活に不可欠な水道として、事業の持続性の確保が求められる。

国の意向

区域拡大から運営基盤強化への転換

昭和52年に制度化され、これまで国が進めてきた水道事業の広域化（事業統合）については、将来の給水需要を見込み、給水区域の拡大等に伴う施設の一体化を前提条件としていましたが、近年、水道事業を取り巻く情勢の変化に対応するため広域化の概念を拡大してきています。



- 計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上
- 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化
- 安定的な住民サービスを将来に亘って提供

国では市町村の区域を超えた区域を超えた広域連携や

同一区域内における水道事業の統合について**推進**

3市村合併により生まれた水道事業としての課題

平成の大合併により誕生した大町市では、現在でも上水道事業と公営簡易水道事業をそれぞれ運営しており、事業ごとに料金体系も異なっています。

◆上水道料金表

基本料金			超過料金	
基本水量	メーター口径	料金	用途	単価
10m ³ まで	13mm	1,320円	一般家庭 病院用	154円
	20mm	1,430円		
	25mm	1,540円		
	30mm	1,650円	公衆浴場用	55円
	40mm	1,760円		
	50mm	3,300円		
	75mm	4,180円	その他	176円
	100mm	5,170円		

◆公営簡易水道料金表

基本料金		超過料金
基本水量	料金	
10m ³ まで	1,870円	165円

- ・ 基本料金、超過料金ともに税込価格
- ・ 1ヵ月あたりの料金表
- ・ 水道・・・口径別・用途別料金設定
- ・ 公営簡易水道・・・口径別・用途別区分無し

3市村合併により生まれた水道事業としての課題

◆水道法（抜粋）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

二 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

◆市町村合併に伴う水道事業統合の手引き（抜粋）：日本水道協会

1、水道料金の基本的な考え方

市町村合併を実施するに当たっては、基本的には、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、合併時から水道事業を統合して水道料金の統一を図ることが望ましい。

2、料金格差の解消

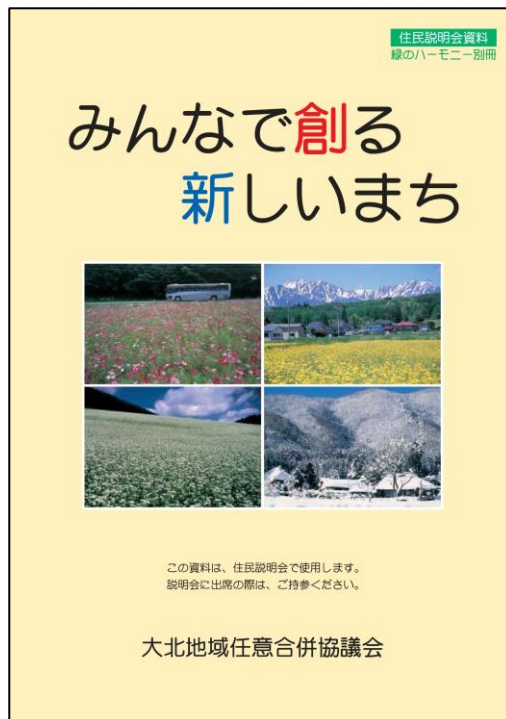
料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、水道料金の均一化が出来ない事情があるために、当面は合併前の水道料金を維持する場合にも、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整方法を検討する必要がある。



料金体系の統一化による地域格差の解消

3市村合併により生まれた水道事業としての課題

大北地域合併協議会での調整内容（参考資料2）



みんなで創る新しいまち

8. 上水道

【概要】上水道事業（大町地区）と公営簡易水道事業（八坂・美麻地区）の2本立てで運営し、将来的に両事業の統合を目指します。

大町市上水道の水道料金は現行のままとし、八坂村・美麻村の簡易水道は事業と会計を統合し、水道料金は美麻村の例とします。

メーター検計と料金徴収は、大町市の例に統一し、随月検計・随月徴収とします。随月検計・随月徴収とは、奇数月に検計し偶数月に徴収、または、偶数月に検計し奇数月に徴収することです。

大町市の上水道事業は、企業会計で料金収入による独立採算制で運営されていますが、八坂村・美麻村の簡易水道事業は特別会計で運営され、歳入不足は引き続き新市の一般会計から補填されます。

量水器は、合併時に大町市の例により統一し、使用料は無償とします。

【一般家庭用13mmメーターの場合の料金比較表】

区分	大町市		八坂村		美麻村	
	現行	新市	現行	新市	現行	新市
基本料金（8mまで）	1,200円	1,200円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
超過料金（1mにつき）	140円	140円	250円	150円	150円	150円
量水器使用料	0円	0円	100円	0円	150円	0円

※上記の料金体系については、大町市・美麻村は現行、八坂村は新定とさせていただきます。また、新市の料金については、新料金とさせていただきます。

【モデルケース】水道料金試算表
13mmメーターで月20m使用の平均的世帯の月額料金（税込）

区分	大町市		八坂村		美麻村		新市
	現行	新市	現行	新市	現行	新市	
使用水量（20m）	2,730円	2,730円	4,300円	3,360円	3,510円	3,360円	

水道関係手数料・給水分担金・工事負担金は、合併時に大町市の例により統一します。

【給水分担金比較表】

区分	大町市	八坂村	美麻村	新市
13mm	31,500円	175,000円	170,000円	31,500円
20mm	84,000円	175,000円	215,000円	84,000円

備考 常時使用が所は口 営業用などの場合 径に関わらず利用 料金は一定 り

大北地域合併協議会では、地理的条件や経営基盤（企業会計と特別会計）等の違いがあることに加え、合併後、直ぐにそれぞれの地域住民の生活環境を変えないことなどを考慮し、「**当面、上水道事業と公営簡易水道事業の2本立てで運営しますが、将来的に（15年後を目処に）両事業の統合を目指します。**」とされています。

大町市水道事業の今後の方向性について

法の側面からみた事業統合等の検討の必要性

◆水道法（抜粋）

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

第2条の2 略

2 略

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。

大町市水道事業の今後の方向性について

まとめ

両事業の現状と課題	国の意向	合併時の調整内容
・ 給水収益の減少 ・ 施設の更新需要の増加 ・ 適切な事業運営と持続性の確保	・ 区域拡大から運営基盤強化への転換 ・ 広域連携や事業統合について推進	・ 料金水準の格差 ・ 将来的に事業を統合する方向性

【 大町市水道事業として検討すべき課題 】

- ① 経営の一体化、管理の一体化等による運営基盤の強化
- ② 水道法に基づく同一行政区域内における地域（料金）格差の解消



事業統合等を見据えた具体的な方向性の検討

大町市水道事業の今後の方向性について

令和4年度簡易水道審議会での答申（抜粋）

今後の大町市公営簡易水道事業の運営については、大町市水道事業と事業統合を行うことで、料金設定の課題の検討や国庫補助金等有利な財源の活用について効果が見込まれるものの、水道事業にも影響を与える懸念があることに鑑み、企業会計移行後の決算数値等を踏まえた経営分析を加えたうえで、あらためて、令和7年度以降に両事業の経営審議会において両事業の統合等具体的な方向性について検討すること。

今後の検討スケジュールについて

	R4	R5	R6	R7以降
上水道		水道経営審議会		水道・公営簡易水道 経営審議会（予定）
簡易水道	簡易水道審議会	法適化移行準備	地方公営企業法適用開始	
下水道			下水道経営審議会	

事業統合及び料金格差の解消については、令和４年度に公営簡易水道事業の審議会でも同様の内容を審議しております。

今後は、両事業の意見集約を**効率的かつ効果的に審議に反映させる**とともに、公営簡易水道事業が企業会計移行後初めての決算数値をお示しできることから、簡易水道事業審議会の答申にもあるとおり**令和７年度以降**において**両事業の経営審議会を開催**し、運営基盤強化に向けた方向性及び料金格差の解消に向けた検討する方向性が望ましいと考えます。